



島根県報

平成18年 9 月29日 (金)
号外 第 108 号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表

(人 事 課)

公 告

島根県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成16年島根県条例第74号）第 4 条第 1 号の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成18年 9 月29日

島根県知事 澄 田 信 義

1 島根県の給与・定員管理等について

(1) 総括

ア 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考)16年度 の人件費率
17年度	人 744,677	千円 549,775,942	千円 2,311,146	千円 132,103,337	% 24.0	% 23.6

イ 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 14,860	千円 62,208,391	千円 11,115,453	千円 25,383,353	千円 98,707,197	千円 6,642

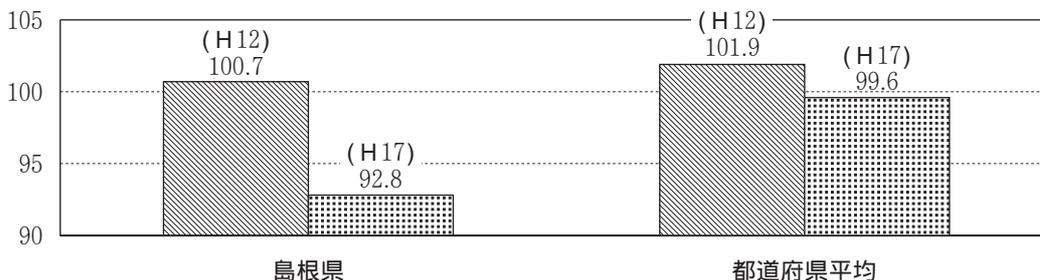
- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「給与費」は、当初予算に計上された額である。

ウ 特記事項

現在、職員の給与については、知事等の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第14号）及び職員の給与の特例に関する条例（平成15年島根県条例第15号）（以下これらを「特例条例」という。）に基づき、平成19年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区分	給料月額	給料月額を算出基礎とする諸手当（退職手当を除く。）へのはね返り
知事	20%	20%
副知事・出納長	15%	15%
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

エ ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

(2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

ア 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年 4 月 1 日現在）

職 種	平 均 年 齢	平均給料月額	平均給与月額
一 般 行 政 職	43.3歳	336,225円	396,115円
技 能 労 務 職	46.8歳	331,935円	378,612円
高 等 学 校 教 育 職	42.3歳	374,669円	431,915円
小 中 学 校 教 育 職	43.7歳	380,121円	434,046円
警 察 職	42.2歳	343,238円	467,014円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したものの平均であり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

イ 職員の初任給の状況（平成18年 4 月 1 日現在）

区 分		島 根 県	国
一 般 行 政 職	大 学 卒	170,200円 (159,988円)	170,200円
	高 校 卒	138,400円 (130,096円)	138,400円
技能労務職（免許職）	高 校 卒	151,000円 (141,940円)	-
技能労務職（非免許職）	高 校 卒	145,100円 (136,394円)	-
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	190,500円 (179,070円)	-
小・中 学 校 教 育 職	大 学 卒	190,500円 (179,070円)	-
警 察 職	大 学 卒	197,900円 (186,026円)	197,700円
	高 校 卒	162,800円 (153,032円)	156,200円

(注) 初任給の下段の()内は、特例条例による減額後の額である。

ウ 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成18年 4 月 1 日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一 般 行 政 職	大 学 卒	253,448円	306,716円	361,643円
	高 校 卒	203,871円	257,365円	311,106円
技 能 労 務 職	高 校 卒	206,644円	246,390円	285,025円
高 等 学 校 教 育 職	大 学 卒	287,996円	340,805円	368,874円
小 中 学 校 教 育 職	大 学 卒	291,194円	338,043円	366,789円
警 察 職	大 学 卒	281,120円	330,786円	368,741円
	高 校 卒	238,290円	289,200円	339,891円

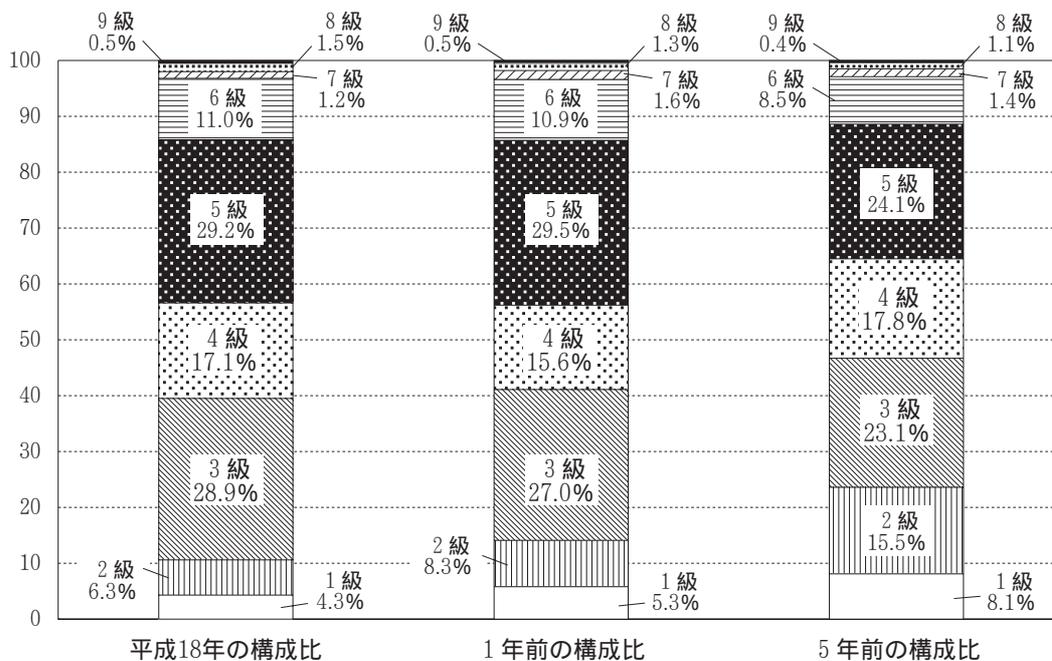
(3) 一般行政職の級別職員数等の状況

ア 一般行政職の級別職員数の状況(平成18年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事、技師	174人	4.3%
2級	主任主事、主任技師	257人	6.3%
3級	主任	1,177人	28.9%
4級	企画員	694人	17.1%
5級	グループリーダー	1,188人	29.2%
6級	課長	447人	11.0%
7級	課長	50人	1.2%
8級	次長	60人	1.5%
9級	部長	19人	0.5%

(注) 1 「標準的な職務内容」とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

2 「職員数」は、職員の給与に関する条例(昭和26年島根県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。



(注) 1年前の構成比及び5年前の構成比における級区分は、次表のとおり該当年の級区分を平成18年の級区分に対応させたものである。

平成18年の級区分	1年前、5年前の級区分
1級	1級、2級
2級	3級
3級	4級、5級
4級	6級
5級	7級
6級	8級
7級	9級
8級	10級
9級	11級

イ 昇給期間短縮の状況

区 分		合 計	一 般 行政職	技 能 労務職	高等学校 教育職	小・中学 校教育職	警察職	その他
17年度	職 員 数 A	人 15,012	人 4,108	人 438	人 2,223	人 4,953	人 1,438	人 1,852
	普通昇給期間(12~24 月)を短縮して昇給し た職員数 B	人 2,019	人 311	人 45	人 402	人 794	人 319	人 154
	比 率 B / A	% 13.4	% 7.6	% 10.3	% 18.1	% 16.0	% 21.8	% 8.3
16年度	職 員 数 A	人 15,231	人 4,191	人 467	人 2,241	人 5,025	人 1,424	人 1,883
	普通昇給期間(12~24 月)を短縮して昇給し た職員数 B	人 2,368	人 371	人 67	人 472	人 872	人 309	人 277
	比 率 B / A	% 15.5	% 8.9	% 14.3	% 21.1	% 17.4	% 21.7	% 14.7

(4) 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

島 根 県			国					
1人当たり平均支給額(平成17年度)			1,743千円			-		
(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6)月分	(0.75)月分		(1.6)月分	(0.75)月分		(1.6)月分	(0.75)月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5~20%		役職加算	5~20%		役職加算	5~20%	
管理職加算	15~25%		管理職加算	10~25%		管理職加算	10~25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

島 根 県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
新早期退職特例措置(10%加算)					
1人当たり平均支給額	3,489千円	28,470千円			

(注) 「1人当たり平均支給額」は、前年度に退職した職員に支給された退職手当の平均額である。

ウ 地域手当 (平成18年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成17年度調整手当)			21,127千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度)			377,266円
支給対象地域・職種	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	13%	29人	13%
大阪府大阪市	11%	9人	11%
愛知県名古屋市	11%	1人	11%
広島県広島市	4%	9人	4%
福岡県北九州市	4%	3人	4%
岡山県岡山市	3%	1人	3%
医師・歯科医師	11%	146人	11%

エ 特殊勤務手当 (平成18年 4 月 1 日現在)

支給実績 (平成17年度)		695,925千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額 (平成17年度)		72,834円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)		64.1%
手当の種類 (手当数)		69
代表的な手当の名称	支給職員数の多い手当	教員特殊業務手当
		教員業務連絡指導手当
		夜間特殊業務手当 (警察業務)
		死体取扱手当
		捜査特別手当
	支給額の多い手当	夜間特殊業務手当 (看護業務)
		教員特殊業務手当
		教員業務連絡指導手当
		医師手当
		警ら手当

オ 時間外勤務手当

17年度	支給実績	2,611,720千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	175千円
16年度	支給実績	2,747,330千円
	職員 1 人当たり平均支給年額	182千円

カ その他の手当 (平成18年 4 月 1 日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (17年度)	支給職員 1 人当たり平均支給年額 (17年度)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	千円	円
	2 人まで (配偶者扶養)	6,000円			
	1 人 (配偶者非扶養)	6,500円			
	1 人 (配偶者なし)	11,000円			
				2,055,901	227,624

	その他 5,000円 特定期間（満16歳年度初めから満22歳年度末）の子の加算 5,000円				
住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 11,000円×1/2×(家賃 - 23,000円) 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500円	同じ	-	千円 705,788	円 192,575
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	異なる	交通用具の区分及び距離の区分が異なる。	千円 1,181,115	円 92,564
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	異なる	加算額が異なる。 （国：距離により6,000円～45,000円）	千円 330,573	円 329,585
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	異なる	支給対象及び支給額が異なる。	千円 323,446	円 2,343,813
管理職手当	支給額 部長級 給料月額×25% 次長級 給料月額×20% 課長級 給料月額×10%～16%		国：俸給の特別調整額として支給	千円 1,046,241	円 665,548
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特 地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	千円 227,285	円 439,624
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	-	千円 135,579	円 183,215
へき地手当	へき地学校等に勤務する教職員に支給 支給額 給料及び扶養手当の月額×4%～25%			千円 442,594	円 378,285
へき地手当に準ずる手当	へき地学校、へき地学校に準ずる学校等に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給			千円 65,722	円 156,110

	支給額 給料及び扶養手当の月額×2%～4%	/	/		
定時制通信教育手当	高等学校で定時制又は通信制の課程の教育に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千円 52,608	円 431,212
産業教育手当	高等学校の農業、水産又は工業に関する実習授業等に従事する教育職員に支給 支給額 給料月額の10%			千円 122,478	円 412,382
義務教育等教員特別手当	小・中・高・盲・ろう・養護学校に勤務する教育職員に支給 最高支給限度額 20,200円			千円 1,287,108	円 156,926
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 175,085	円 83,374
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算出方法が異なる。	千円 143,753	円 108,167
宿日直手当	支給額(勤務1回につき) 2,100円～30,000円	同じ	-	千円 515,246	円 211,687
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額(勤務1回につき) 4,000円～12,000円 (実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円)	同じ	-	千円 7,392	円 66,000
農林漁業普及指導手当	農・林・水産業等に関する専門の事項について、調査研究を行う職員並びに技術及び知識の普及指導を行う職員に支給 支給額 給料月額×6/100	/	/	千円 41,359	円 241,866
災害派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円	/	/	実績なし	実績なし
武力攻撃災害等派遣手当	武力攻撃事態等に至った際、国民保護のための措置の実施のため国又は他の地方公共団体等から派遣された職員に支給 支給額(1日につき) 3,970円～6,620円	/	/	実績なし	実績なし

(5) 特別職の報酬等の状況(平成18年 4 月 1 日現在)

区 分		給 料 月 額 等
給 料	知 事	1,280,000円 (1,024,000円)
	副 知 事	1,000,000円 (850,000円)
	出 納 長	845,000円 (718,250円)
報 酬	議 長	960,000円 (768,000円)
	副 議 長	835,000円 (709,750円)
	議 員	770,000円 (654,500円)
期 末 手 当	知 事 副 知 事 出 納 長	(平成17年度支給割合) 3.35月分
	議 長 副 議 長 議 員	(平成17年度支給割合) 3.35月分
退 職 手 当	知 事 副 知 事 出 納 長	(算定方式・支給時期) 128万円×在職月数×0.7(在任期間ごと) 100万円×在職月数×0.5(在任期間ごと) 84.5万円×在職月数×0.35(在任期間ごと)

(注) ()内は、特例条例による減額後の額である。

(6) 職員数の状況

ア 部門別職員数の状況及び主な増減理由

(単位：人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成18年	平成17年		
一般行政部門	議 会	24	25	1	
	総 務	640	651	11	地方機関の見直し等
	税 務	129	134	5	課税機能の集中化
	民 生	292	337	45	障害児(者)施設の民間委託
	衛 生	441	437	4	医療制度改革に対応する体制整備
	労 働	72	71	1	
	農林水産	1,065	1,121	56	地方機関、試験研究機関の見直し等
	商 工	178	182	4	事務事業の見直し
	土 木	954	959	5	公共事業の削減等
	小 計	3,795	3,917	122	
特別行政部門	教 育	8,277	8,379	102	生徒数減による学級数の減少
	警 察	1,751	1,755	4	警察官の退職増
	小 計	10,028	10,134	106	
公営企業等会 計部門	病 院	860	841	19	ICU増床による看護師の増等
	水 道	32	32	0	
	下 水 道	22	22	0	
	そ の 他	67	67	0	
	小 計	981	962	19	
合 計		14,804 (16,123)	15,013 (16,203)	209 (80)	

(注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。

2 () 内は、条例定数の合計である。

イ 職員の任免に関する状況

(ア) 平成18年度及び平成17年度の職種別採用者数

職 種	区 分	平 成 1 8 年 度		平 成 1 7 年 度	
		H18.4.1	H17.4.1	H17.4.2~H18.3.31	
一 般 行 政 職		30人	30人	29人	
警 察 職		51	66	21	
高 等 学 校 教 育 職		45	49		
小 中 学 校 教 育 職		58	49		
そ の 他	海 事 職	1			
	研 究 職	4	3		
	医 療 職	38	34	51	
	技 能 労 務 職				
	そ の 他	12	7		
計		239	238	101	

- (注) 1 職種区分は、「平成18年度地方公務員給与実態調査」による。
- 2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。
- 3 職種区分の「一般行政職」及び「医療職」のうちの「H17.4.2~H18.3.31」には、育休代替職員を含む（一般行政職24名及び医療職2名）。

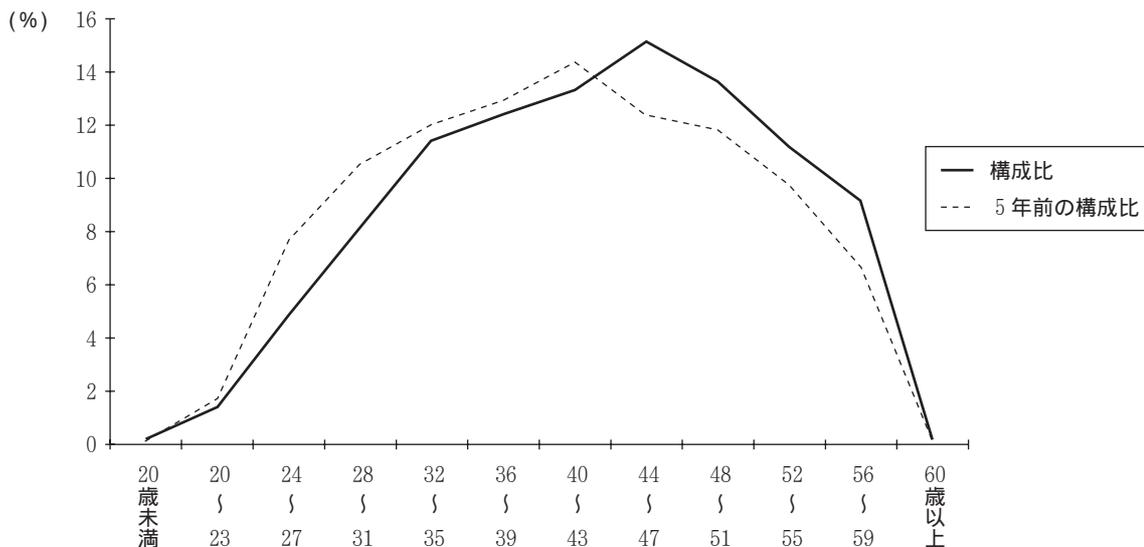
(イ) 平成17年度職種別事由別離職者数

(単位：人)

職 種	区 分	合計	定年 退職	勸奨 退職	定 年 前 希望退職	普通 退職	そ の 他				
							分限 免職	懲戒 免職	失職	死亡 退職	再任用後 の離職者
一 般 行 政 職		118	27	26	28	32	1	1		3	
警 察 職		76	14	15	14	28				5	
高等学校教育職		75	30	19	2	13	1			3	2
小中学校教育職		138	45	27	19	35		1		9	7
そ の 他	海 事 職	2	1			1					
	研 究 職	5	3	2							
	医 療 職	77	5	17	13	42					
	技能労務職	12	8	2	1	1					
	そ の 他	32	4	8	8	11				1	
計		535	137	116	85	163	2	2		21	9

- (注) 1 職種区分は「平成18年度地方公務員給与実態調査」による。
- 2 職種区分の「その他」のうちの「その他」とは、県立大学教員、企業局職員等である。
- 3 「勸奨退職」とは、任命権者が人事管理上の目的から職員に退職勸奨を行い、これに応じて離職することをいう。
- 4 「定年前希望退職」とは、年度末年齢45歳から55歳までの者で、島根県早期退職特例制度の適用を受けて離職することをいう。
- 5 「普通退職」とは、自己都合により離職することをいう。
- 6 「分限免職」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第28条第1項の事由により分限処分を受けて離職することをいう。
- 7 「懲戒免職」とは、地方公務員法第29条第1項の事由により懲戒処分を受けて離職することをいう。
- 8 「失職」とは、職員が法定の欠格事項（地方公務員法第16号各号（第3号を除く）に該当する場合で行政処分によることなく当然に離職するもの）に該当して離職することをいう。
- 9 「再任用後の離職者」とは、地方公務員法第28条の4及び第28条の5の規定に基づき再任用され、その任期が満了したことにより離職することをいう。

ウ 年齢別職員構成の状況 (平成18年 4月 1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	人 29	人 207	人 640	人 1,205	人 1,685	人 1,835	人 1,901	人 2,232	人 2,012	人 1,655	人 1,367	人 36	人 14,804

エ 定員適正化計画の数値目標及び進捗状況

(ア) 定員適正化目標 (数・率)

計 画 期 間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成15年 4月 1日	平成24年 4月 1日	一般行政部門及び特別行政部門 (教員、警察官等を除く。) で 1,000人の純減

(注) 平成14年10月策定の「島根県新行政システム推進計画」及び平成16年10月策定の「中期財政改革基本方針」に定員削減を位置づけ実施中である。

(イ) 平成22年 4月 1日現在における定員の数値目標

4,296人 (一般行政部門、特別行政部門 (教員、警察官等を除く。))
平成15年 4月 1日から平成22年 4月 1日までの間に825人の純減

(ウ) 定員適正化計画の年次別進捗状況(実績)の概要 (単位:人) (各年4月1日現在)

部 門	区 分	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成15年～18年	(参考)
		(計画前年)	(1年目)	(2年目)	(3年目)	(4年目)	計	数値目標
一般行政及び特別行政の一部	減員		138人	151人	155人	140人	584人	
	増員		73	79	33	23	208	
	差引		65	72	122	117	376 (38%)	1,000人
	職員数	5,095	5,030	4,958	4,836	4,719		4,095

- (注) 1 計画期間は、平成15年から平成24年までの10年間である。
 2 (%)内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。
 3 計画の対象は一般行政部門及び特別行政部門(教員、警察官等を除く。)である。
 4 計画の対象に今年度から大学事務を含めることとしたため、平成14年(計画前年)の職員数に変更がある(昨年度までは5,047人)。

(7) 公営企業職員の状況

ア 総括

㍿ 職員給与の特記事項

現在、職員の給与については、島根県企業職員の給与の特例に関する規程(平成15年島根県公営企業管理規程第3号)に基づき、平成19年3月31日までの間、次のとおり減額措置を行っている。

区 分	給 料 月 額	給料月額を算出基礎とする諸手当(退職手当を除く。)へのはね返り
管理職手当受給者	10%、8%	10%、8%
上記以外の職員	6%	6%、3%

㍿ 定員適正化計画の数値目標

平成17年度策定の「企業局経営計画」の中で、平成22年までに10%程度の削減を行うこととしている。

イ 水道事業

㍿ 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与比率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	千円 1,107,983	千円 463,460	千円 260,819	% 23.5	% 24.4

b 予算

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	人 32	千円 123,153	千円 33,058	千円 51,936	千円 208,147	千円 6,505

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「給与費」は、当初予算に計上された額である。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均給与月額との状況 (平成18年 4 月 1 日現在)

職員区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.1歳	340,774円	530,730円
(参考)一般行政職	43.3歳	349,412円	529,314円

(注) 基本給は給料、扶養手当及び地域手当の合計額であり、平均月収額は年収(期末手当・勤勉手当を含む。)の平均を12で除したものである。

(ウ) 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (水道事業)			島 根 県		
1人当たり平均支給額 (平成17年度)			1人当たり平均支給額 (平成17年度)		
1,640千円			1,743千円		
(平成17年度支給割合)			(平成17年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当	
3.0 月分	1.45 月分		3.0 月分	1.45 月分	
(1.6) 月分	(0.75) 月分		(1.6) 月分	(0.75) 月分	
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置			職制上の段階、職務の級等による加算措置		
役職加算	5 ~ 20%		役職加算	5 ~ 20%	
管理職加算	15 ~ 25%		管理職加算	10 ~ 25%	

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当 (平成18年 4 月 1 日現在)

島 根 県 (公営企業職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2 ~ 20%加算)		
新早期退職特例措置 (10%加算)			新早期退職特例措置 (10%加算)		
1人当たり平均支給額		29,028千円	1人当たり平均支給額	3,489千円	28,470千円

(注) 「島根県(公営企業職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成15年度から平成17年度までの間に勸奨又は定年により退職した公営企業職員の退職手当額の平均である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、前年度に退職した全職種の職員の退職手当額の平均である。

c 地域手当 (平成18年 4 月 1 日現在)

支給対象なし

d 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度)	4,203千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)	150,098円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)	87.5%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

e 時間外勤務手当

17年度	支給実績	6,139千円
	職員1人当たり平均支給年額	192千円
16年度	支給実績	8,516千円
	職員1人当たり平均支給年額	243千円

f その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	千円 6,144	円 279,273
	2人まで(配偶者扶養)	6,000円				
	1人(配偶者非扶養)	6,500円				
	1人(配偶者なし)	11,000円				
	その他	5,000円				
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算	5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	千円 1,202	円 150,188	
	家賃23,000円以下の場合					
	家賃 - 12,000円					
	家賃23,000円を超える場合 $11,000円 \times 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$					
持家居住者	新築・購入から5年間	2,500円	-	-	-	
通勤手当						
通勤手当	交通機関利用者	同じ	-	千円 3,095	円 114,646	
	定期券又は回数乗車券の価額					
	最高支給限度額					55,000円
	交通用具使用者					
2キロ~78キロ以上	2,100円~42,600円	-	-	-	-	
自動四輪車以外の場合は半額						
単身赴任手当	支給額	23,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
	ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算(距離により4,000円~45,000円)					

初任給調整 手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な 職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職手当	支給額 部長級 給料月額×25% 次長級 給料月額×20% 課長級 給料月額×10%～16%	同じ	-	千円 3,373	円 674,686
特勤手当	離島その他の生活の不便な地に所在する 特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養 手当の月額×1/2+その月の給料及び扶 養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	実績なし	実績なし
特勤手当 に準ずる 手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該 異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月 額×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手 当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当 たりの給与額×135/100	同じ	-	千円 1,740	円 158,148
夜間勤務手 当	正規の勤務時間として午後10時から翌日 の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当 たりの給与額×25/100	同じ	-	千円 1,708	円 155,255
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の 必要により週休日又は休日に勤務した管 理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000 円～18,000円）	同じ	-	実績なし	実績なし

ウ 工業用水道事業

㊦ 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給 与比率 B / A	(参 考) 16年度の人件費率
17年度	千円 219,280	千円 37,931	千円 37,618	% 17.2	% 12.2

b 予算

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1人当たり給与 費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
18年度	人 6	千円 19,334	千円 3,971	千円 7,673	千円 30,978	千円 5,163

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
 2 「給与費」は、当初予算に計上された額である。

(イ) 職員の平均年齢、基本給及び平均給与月額の状態(平成18年4月1日現在)

職員区分	平均年齢	基本給	平均月額
工業用水道事業	34.3歳	269,009円	415,506円
(参考)一般行政職	43.3歳	349,412円	529,314円

(ウ) 職員の手当の状態

a 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (工業用水道事業)				島 根 県			
1人当たり平均支給額(平成17年度)				1人当たり平均支給額(平成17年度)			
1,247千円				1,743千円			
(平成17年度支給割合)				(平成17年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当			期末手当	勤勉手当		
3.0 月分	1.45 月分			3.0 月分	1.45 月分		
(1.6) 月分	(0.75) 月分			(1.6) 月分	(0.75) 月分		
(加算措置の状態)				(加算措置の状態)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
役職加算	5 ~ 20%			役職加算	5 ~ 20%		
管理職加算	15 ~ 25%			管理職加算	10 ~ 25%		

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

b 退職手当(平成18年4月1日現在)

島 根 県 (公営企業職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2 ~ 20%加算)			定年前早期退職特例措置(2 ~ 20%加算)		
新早期退職特例措置(10%加算)			新早期退職特例措置(10%加算)		
1人当たり平均支給額		29,028千円	1人当たり平均支給額	3,489千円	28,470千円

(注) 「島根県(公営企業職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成15年度から平成17年度までの間に勸奨又は定年により退職した公営企業職員の退職手当額の平均である。「島根県」の「1人当たり平均

支給額」は、前年度に退職した全職種の職員の退職手当額の平均である。

c 地域手当 (平成18年 4月 1日現在)

支給対象なし

d 特殊勤務手当 (平成18年 4月 1日現在)

支給実績 (平成17年度)	1,036千円
支給職員 1人当たり平均支給年額 (平成17年度)	172,657円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (平成17年度)	100.0%
手当の種類 (手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

e 時間外勤務手当

17年度	支 給 実 績	1,202千円
	職員 1人当たり平均支給年額	200千円
16年度	支 給 実 績	1,626千円
	職員 1人当たり平均支給年額	271千円

f その他の手当 (平成18年 4月 1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支 給 実 績 (17年度)	支給職員 1人当たり平均支給年額 (17年度)	
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	千円 78	円 78,000
	2人まで (配偶者扶養)	6,000円				
	1人 (配偶者非扶養)	6,500円				
	1人 (配偶者なし)	11,000円				
	その他	5,000円				
	特定期間 (満16歳年度初めから満22歳年度末) の子の加算	5,000円				
住居手当	借家・借間居住者	同じ	-	実績なし	実績なし	
	家賃23,000円以下の場合					家賃 - 12,000円
	家賃23,000円を超える場合					11,000円 × 1/2 × (家賃 - 23,000円)
持家居住者	新築・購入から 5年間	2,500円				
通勤手当	交通機関利用者	同じ	-	千円 176	円 88,000	
	定期券又は回数乗車券の価額					
	最高支給限度額					55,000円
	交通用具使用者					2キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円
	自動四輪車以外の場合は半額					

単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	同じ	-	実績なし	実績なし
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職手当	支給額 部長級 給料月額×25% 次長級 給料月額×20% 課長級 給料月額×10%～16%	同じ	-	実績なし	実績なし
特勤勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特勤公署に勤務する職員に支給 支給額（特勤公署異動時の給料及び扶養手当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手当の月額）×4%～16%	同じ	-	実績なし	実績なし
特勤勤務手当に準ずる手当	特勤公署又は準特勤公署に異動し、当該異動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×135/100	同じ	-	千円 473	円 157,597
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当たりの給与額×25/100	同じ	-	千円 411	円 136,943
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職員特別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した管理職員に支給 支給額（勤務1回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が6時間を超える場合6,000円～18,000円）	同じ	-	実績なし	実績なし

工 電気事業

㊦ 職員給与費の状況

a 決算

区 分	総 費 用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給 与比率 B / A	(参 考) 16年度の人件費率
17年度	千円 1,209,988	千円 120,671	千円 440,895	% 36.4	% 37.0

b 予算

区 分	職 員 数 A	給 与 費				1 人当たり給与 費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉 手当	計 B	
18年度	人 53	千円 208,250	千円 58,168	千円 86,964	千円 353,382	千円 6,668

- (注) 1 「職員手当」には、退職手当を含まない。
2 「給与費」は、当初予算に計上された額である。

㊧ 職員の平均年齢、基本給及び平均給与月額状況 (平成18年 4 月 1 日現在)

職員区分	平均年齢	基本給	平均月収額
電 気 事 業	42.3歳	341,474円	537,622円
(参 考) 一般行政職	43.3歳	349,412円	529,314円

㊨ 職員の手当の状況

a 期末手当・勤勉手当

島 根 県 (電気事業)		島 根 県	
1 人当たり平均支給額 (平成17年度)		1 人当たり平均支給額 (平成17年度)	
1,628千円		1,743千円	
(平成17年度支給割合)		(平成17年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
3.0 月分	1.45 月分	3.0 月分	1.45 月分
(1.6) 月分	(0.75) 月分	(1.6) 月分	(0.75) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
役職加算	5 ~ 20%	役職加算	5 ~ 20%
管理職加算	15 ~ 25%	管理職加算	10 ~ 25%

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

(イ) 退職手当(平成18年4月1日現在)

島 根 県 (公営企業職員)			島 根 県		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50月分	30.55月分	勤続20年	23.50月分	30.55月分
勤続25年	33.50月分	41.34月分	勤続25年	33.50月分	41.34月分
勤続35年	47.50月分	59.28月分	勤続35年	47.50月分	59.28月分
最高限度額	59.28月分	59.28月分	最高限度額	59.28月分	59.28月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2~20%加算)			定年前早期退職特例措置(2~20%加算)		
新早期退職特例措置(10%加算)			新早期退職特例措置(10%加算)		
1人当たり平均支給額		29,028千円	1人当たり平均支給額	3,489千円	28,470千円

(注) 「島根県(公営企業職員)」の「1人当たり平均支給額」は、平成15年度から平成17年度までの間に勸奨又は定年により退職した公営企業職員の退職手当額の平均である。「島根県」の「1人当たり平均支給額」は、前年度に退職した全職種の職員の退職手当額の平均である。

c 地域手当(平成18年4月1日現在)

支給対象なし

d 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給実績(平成17年度)	6,968千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成17年度)	148,252円
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成17年度)	90.4%
手当の種類(手当数)	4
手当の名称	特殊現場作業従事手当 水質検査業務従事手当 用地等交渉手当 夜間特殊業務手当

e 時間外勤務手当

17年度	支給実績	14,784千円
	職員1人当たり平均支給年額	274千円
16年度	支給実績	15,385千円
	職員1人当たり平均支給年額	296千円

f その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(17年度)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度)
扶養手当	配偶者	13,000円	同じ	-	円
	2人まで(配偶者扶養)	6,000円			7,078
	1人(配偶者非扶養)	6,500円			
	1人(配偶者なし)	11,000円			
	その他	5,000円			
	特定期間(満16歳年度初めから満22歳年度末)の子の加算	5,000円			

住居手当	借家・借間居住者 家賃23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 家賃23,000円を超える場合 $11,000円 \times 1/2 \times (家賃 - 23,000円)$ 持家居住者 新築・購入から 5 年間 2,500円	同じ	-	千円 1,968	円 218,667
通勤手当	交通機関利用者 定期券又は回数乗車券の価額 最高支給限度額 55,000円 交通用具使用者 2 キロ～78キロ以上 2,100円～42,600円 自動四輪車以外の場合は半額	同じ	-	千円 4,440	円 108,281
単身赴任手当	支給額 23,000円 ただし、職員の住居と配偶者の住居間の距離が80キロ以上の場合加算（距離により4,000円～45,000円）	同じ	-	千円 1,668	円 333,600
初任給調整手当	医師、歯科医師、獣医師等採用の困難な職種に支給 支給額（月額） 2,000円～306,900円	同じ	-	実績なし	実績なし
管理職手当	支給額 部長級 給料月額×25% 次長級 給料月額×20% 課長級 給料月額×10%～16%	同じ	-	千円 5,249	円 874,967
特地勤務手当	離島その他の生活の不便な地に所在する特 地公署に勤務する職員に支給 支給額（特地公署異動時の給料及び扶養手 当の月額×1/2+その月の給料及び扶養手 当の月額）×4%～16%	同じ	-	千円 146	円 145,941
特地勤務手当に準ずる手当	特地公署又は準特地公署に異動し、当該異 動に伴って住居を移転した職員に支給 支給額 異動時の給料及び扶養手当の月額 ×2%～6%	同じ	-	実績なし	実績なし
休日勤務手当	支給額 休日勤務時間数×勤務1時間当た りの給与額×135/100	同じ	-	千円 2,438	円 110,801
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の 午前5時までの間に勤務した時支給 支給額 夜間勤務時間数×勤務1時間当た りの給与額×25/100	同じ	-	千円 2,304	円 121,242
宿日直手当	支給額（勤務1回につき） 2,100円～30,000円	同じ	-	実績なし	実績なし

管理職員特 別勤務手当	臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必 要により週休日又は休日に勤務した管理職 員に支給 支給額（勤務 1 回につき） 4,000円～12,000円 （実働時間が 6 時間を超える場合6,000円 ～18,000円）	同じ	-	実績なし	実績なし
----------------	--	----	---	------	------

2 職員の勤務条件等について

(1) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

ア 職員の勤務時間 (標準)

1 週間の正規 の勤務時間	1 日の正規の 勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40時間	8 時間	8 : 30	17 : 15	12 : 15 ~ 13 : 00	12 : 00 ~ 12 : 15 17 : 00 ~ 17 : 15

(参考) 職員の勤務時間に関する条例(昭和27年島根県条例第9号)、職員の勤務時間に関する規則(平成元年島根県人事委員会規則第5号)、職員の勤務時間に関する規程(平成元年島根県訓令第5号)及び職員の勤務時間に関する規程(平成4年島根県教育委員会訓令第5号)(知事部局等、教育委員会、警察本部)

イ 休暇の概要

種 類	概 要
年次有給休暇	1年(暦年)につき20日 年末に年次有給休暇の使用残日数があるときは、20日を限度として翌年に繰り越すことができる。
公務傷病等休暇	職員が公務上又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、その療養期間中は有給休暇とする。
私傷病休暇	職員が負傷し、又は疾病にかかった場合において、任命権者が療養を必要と認めるときは、1年以内の期間は有給休暇(制度改正を行い、平成18年7月から有給休暇の期間を結核性疾患の場合は1年、人事委員会規則で定める特定の疾患の場合は180日、その他の疾患の場合は90日とした。)
夏季休暇	7月から9月までの間に4日以内
生理休暇	生理日の就業が著しく困難な職員は、2日を超えない範囲内で生理休暇を取得できる。
産前産後休暇	産前：8週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)以内に出産する予定である女子職員が請求した場合 出産の日までの請求した期間 産後：女子職員が出産した場合 出産日の翌日から8週間を経過する日までの期間
慶弔休暇	本人の結婚：7日以内 妻の出産：3日以内 忌引：配偶者10日以内、父母7日以内(血族)等 父母、配偶者及び子の祭日：年各々1日
介護休暇	職員は、親族で負傷、疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護をするため、6月の期間内で介護休暇を受けることができる。休暇期間中の給与は、減額とする。
特別休暇	特別休暇は、風水震災その他の天災地変による職員の現住居の滅失又は破壊、生後3年に達しない生児を育てる場合(育児時間)等、特定の事由がある場合に限って与える。

(参考) 職員の休日及び休暇に関する条例(昭和27年島根県条例第10号)、職員の休日及び休暇に関する規則(昭和27年島根県人事委員会規則第4号)、島根県企業局職員就業規程(昭和48年公営企業管理規程第2号)、県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する条例(昭和31年島根県条例第36号)及び県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則(昭和31年島根県人事委員会規則第11号)

ウ 特別休暇の種類（主なもの）

種 類	付 与 日 数
骨髓提供のための休暇	必要と認める期間
ボランティア休暇	5日以内
育児時間	満1歳まで 1日2回 120分以内 満1歳から満3歳まで 1日2回 60分以内
男性職員の育児参加のための休暇	5日以内
子の看護のための休暇	5日以内
就業禁止（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第68条）	必要と認める期間
妊娠障害（つわり）	2週間以内

(2) 職員の分限及び懲戒処分状況

ア 分限処分者数

知事部局等

処分事由	処分の種類				
	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	24	0	24
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	1	0	1
合 計	0	2	25	0	25

教育委員会

処分事由	処分の種類				
	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	0人	1人	0人	0人	1人
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	1	113	0	114
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	2	113	0	115

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	降 任	免 職	休 職	降 給	合 計
勤務実績が良くない場合 (地方公務員法第28条第1項第1号)	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0
心身の故障の場合 (地方公務員法第28条第1項第2号) (地方公務員法第28条第2項第1号)	0	0	1	0	1
職に必要な適格性を欠く場合 (地方公務員法第28条第1項第3号)	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
合 計	0	0	1	0	1

イ 懲戒処分者数

知事部局等

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 0	人 0	人 1	人 1	人 2
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	1	0	0	0	1
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	0	0	0	0
合 計	1	0	1	1	3

教育委員会

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	人 1	人 1	人 1	人 1	人 4
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った 場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行の あった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	0	3	1	0	4
合 計	1	4	2	1	8

(注) 県費負担教職員を含む。

警察本部

処分の種類 処分事由	戒 告	減 給	停 職	免 職	合 計
法令に違反した場合 (地方公務員法第29条第1項第1号)	0人	0人	0人	0人	0人
職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合 (地方公務員法第29条第1項第2号)	0	0	0	0	0
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (地方公務員法第29条第1項第3号)	1	0	0	0	1
合 計	1	0	0	0	1

(3) 職員のサービスの状況

ア 職員の年次有給休暇の取得状況

区 分	総付与日数	総取得日数	全対象職員数	平均取得日数	消 化 率
	A (日)	B (日)	C (人)	B / C (日)	B / A (%)
知 事 部 局 等	174,598	47,151	4,472	10.5	27.0
教 育 委 員 会	110,198	30,939	2,838	10.9	28.1
警 察 本 部	66,680	11,045	1,667	6.6	16.6
合 計	351,476	89,135	8,977	9.9	25.4

(注) 対象期間 暦年(平成17年1月1日から平成17年12月31日まで)

イ 育児休業の取得状況

区 分		育児休業取得者数		部分休業取得者数	
			うち両休業取得者数		
知 事 部 局 等	男 性 職 員	2人	0人	0人	0人
		0	0	0	0
	女 性 職 員	63	0	0	0
		58	0	0	0
教 育 委 員 会	男 性 職 員	6	0	1	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	146	0	3	0
		159	0	0	0
警 察 本 部	男 性 職 員	0	0	0	0
		0	0	0	0
	女 性 職 員	5	0	0	0
		8	0	0	0
計		222	0	0	0
		225	0	0	0

(注) 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「うち両休業取得者」の欄の上段は平成17年度に新たに育児休業(部分休業)を取得した者、下段は育児休業(部分休業)の期間が平成16年度から17年度にかけて引き続けている者の数。

ウ 介護休暇の取得状況

		介護休暇 取得者数	休暇の取得形式	
			全日型中心	時間型中心
知事部局等	男性職員	0人	0人	0人
	女性職員	4	4	0
教育委員会	男性職員	2	2	0
	女性職員	12	11	1
警察本部	男性職員	0	0	0
	女性職員	0	0	0
計		18	17	1

		介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超え
知事部局等	男性職員	0人	0人	0人	0人	0人	0人
	女性職員	1	0	1	0	0	2
教育委員会	男性職員	1	0	0	0	0	1
	女性職員	5	1	1	1	2	2
警察本部	男性職員	0	0	0	0	0	0
	女性職員	0	0	0	0	0	0
計		7	1	2	1	2	5

(4) 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

ア 研修の状況

一般職員（自治研修所）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
新規採用職員	9回	42日	304人	市町村職員を含む。
採用2年目	4	8	87	
一般職員第 課程	9	27	239	市町村職員を含む。
一般職員第 課程	10	30	290	市町村職員を含む。
新任主任	3	6	103	
中堅職員	9	18	260	市町村職員を含む。
新任係長	5	15	168	市町村職員対象
新任主幹	3	6	115	
新任グループリーダー	3	9	69	
新任課長補佐	2	6	72	市町村職員対象
新任課長	3	8	119	市町村職員を含む。
特別研修	33	74	897	20講座（法務能力開発等）

教育職員（松江教育センター・浜田教育センター）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任者	52回	109日	564人	第 回～第 回、宿泊研修会
経験者	42	110	844	6年目研修、11年目研修
管理職	16	22	1849	新任校長・教頭、校長・教頭
各主任等	21	20	1756	特殊教育専任教員研修、教務主任研修
テーマ研修	22	37	765	学校栄養職員研修、体育科実技研修等
能力開発	130	323	2233	教科等、生徒指導等、情報教育

(注) 対象：小学校、中学校、高等学校、特殊教育諸学校及び幼稚園の教育職員

警察職員（警察学校）

研 修 名 等	研修回数	研修日数	受講者数	備 考
初任科	3回	664日	71人	短期課程（6月）、長期課程（10月）
一般職員初任科	1	25	4	警察主事対象
初任総合	4	251	104	短期課程（2月）、長期課程（3月）
警部補・巡査部長任用科	2	24	37	
部門別任用科	4	74	48	生活安全、刑事、交通、警備
専科（業務に直結）	25	179	285	交通事故事件捜査、被害者対策等

イ 勤務成績の評定状況

区 分	項 目	評定回数	評定時期	評定対象者数
知 事 部 局 等	人事評価（管理職）	2	17年10月、18年3月	633人
	勤務評定（一般職）	1	17年11月	4,244人
教 育 委 員 会	人事評価（管理職）	2	17年10月、18年3月	107人
	勤務評定（一般職）	1	17年11月	547人
	勤務評定（県立学校教育職員）	1	17年10月	1,996人
警 察 本 部	勤務評定	1	17年12月	1,636人

(5) 職員の福祉及び利益の保護の状況

ア 安全衛生管理体制

選任状況 区分	総括安全衛生管理者		安全管理者		衛生管理者			安全衛生推進者等	
	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)
知事部局等	5	5	6	6	24	23	29	61	61
教育委員会	0	0	0	0	35	35	36	30	30
警察本部	0	0	0	0	8	7	9	11	11

選任状況 区分	産 業 医				委 員 会				
	専任すべき 事業場数 (箇所)	うち専任 事業場数 (箇所)	専任者数 (人)	実専任者数 (箇所)	衛生委員会		安全委員会		左のうち、 安全衛生委 員会として 設置してい る事業場数 (箇所)
				設置すべき 事業場数 (箇所)	うち設置 事業場数 (箇所)	設置すべき 事業場数 (箇所)	うち設置 事業場数 (箇所)		
知事部局等	24	24	24	13	24	23	6	6	6
教育委員会	35	35	35	35	35	35	0	0	0
警察本部	8	8	8	5	8	8	0	0	0

イ 職員のための福利厚生活動事業費

知事部局等

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
職員会館管理・運営事業	職員が健康づくり及び文化的教養を高める施設として、職員会館の管理・運営を行う。	14,489
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催及び安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	4,423
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増進に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	3,024
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	5,166
心身の健康保持増進事業	職員の心身の健康保持増進を図ることにより、職員の親睦と活力の向上を養うことを目的とし、スポーツ及び文化事業を実施する。	15,081
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	4,971
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	53,838
被服貸与費	島根県職員被服等貸与規程（昭和46年島根県訓令第2号）及び島根県企業局被服等貸与規程（昭和49年企総第136号）に基づき職員に被服（作業衣、白衣等）を貸与する。	9,772
合計		110,764

教育委員会

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生推進事務	職場の環境改善及び教職員の健康管理を徹底するため、衛生委員会の開催、衛生管理者及び産業医を配置、研修等を行う。	2,386
健康相談・指導事務	教職員が病気の予防又は健康に対する適切なアドバイスが受けられるように、講習会や健康相談等を実施する。	2,880
メンタルヘルス対策事業	教職員が心の健康についての理解を深め、予防と早期の対処を行えるように、専門相談、研修会等を実施する。	1,699
健康診断事業	教職員の疾病の早期発見及び予防に努め、心身ともに健康で働くことができるように、各種法定健康診断等を実施する。	59,335
合計		66,300

警察本部

事業名	事業の概要・目的	決算額 (千円)
労働安全・衛生事務	職員が職場で安全で健康に働けるようにするため、安全衛生委員会の開催及び安全管理者、衛生管理者、産業医の設置等を行う。	5,767
健康相談・指導事務	職員が身体の疾病を予防し、健康の保持、増健に関して適切なアドバイスが受けられるように健康相談、健康教育等を実施する。	1,168
メンタルヘルス対策事業	職員が精神疾患の予防、病気及び医療に関して適切なアドバイスが受けられるように職員相談、専門相談、研修等を実施する。	346
ライフプラン事業	職員が将来に向けて生活設計が立てられるようにライフプラン講座等を実施する。	2,096
健康診断事業	職員に対して、法定健康診断及び生活習慣病対策としての各種健康診断を実施する。	20,587
合計		29,964

ウ 職員の健康診断の状況

健康診断の種類 (法定検診)	知事部局等		教育委員会		警察本部	
	対象者	受診者	対象者	受診者	対象者	受診者
定期健康診断	6,247人	5,900人	3,795人	3,534人	1,753人	1,750人
採用時健康診断	19	19	103	103	75	75
結核健康診断	2	2	0	0	0	0

エ 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度中において人事委員会からの勧告はなかった。

オ 不利益処分に関する不服申立の状況

平成17年度中において人事委員会からの是正の指示はなかった。

3 人事委員会の報告について

(1) 職員の競争試験及び選考の状況

ア 競争試験

㊦ 採用試験

a 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学・獣医師・薬学・農業・警察事務・警察科学(文書鑑定)	(獣医師を除く試験区分) 昭和51年4月2日から昭和59年4月1日まで に生まれた者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。) (獣医師) 昭和47年4月2日から昭和57年4月1日まで に生まれた者 獣医師は、獣医師免許を有する者(5月31日までに取得見込みの者を含む。) 薬学は、薬剤師免許を有する者(6月30日までに取得見込みの者を含む。)	5月16日から6月3日まで	6月26日	7月25日から7月27日まで	教養試験 五肢択一式 45問150分 必須問題(25問)及び選択問題(30問中20問) 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 集団討論(行政) 論文試験 適性検査 身体検査
	少年補導	昭和51年4月2日から昭和59年4月1日まで に生まれた者 昭和59年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの(卒業見込みの者を含む。)	平成17年12月6日から平成18年1月6日まで	1月22日	2月20日	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	高校卒業程度試験	一般事務・学校事務(出雲)・警察事務	昭和59年4月2日から昭和63年4月1日まで に生まれた者	8月8日から9月2日まで	9月25日	10月24日から10月26日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分

資 格 免 許 職 試 験	診療放射線技師	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、診療放射線技師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	8月8日から9月2日まで	9月25日	10月24日から10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	助産師	昭和51年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、助産師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	8月8日から9月2日まで	9月25日	10月24日から10月27日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
	看護師（第1回）	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	学校栄養士	昭和53年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	同上	同上	同上	同上	同上
	理学療法士	昭和52年4月2日から昭和60年4月1日までに生まれた者で、理学療法士の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	平成17年12月6日から平成18年1月6日まで	1月22日	2月20日	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 記述式 120分	同上
	看護師（第2回）	昭和52年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた者で、看護師の免許を有するもの（取得見込みの者を含む。）	1月27日から2月17日まで	3月5日から3月6日まで	なし	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし

経 験 者 試 験	看護師（第 1 回）	次の各号に該当する者 ア 昭和45年 4 月 2 日 から昭和55年 4 月 1 日までに生まれた者 で、看護師の免許を 有するもの イ 看護師免許取得後 の看護業務経験が 5 年以上ある者	8 月 8 日 から 9 月 2 日まで	9 月25日 から 9 月 26日まで	なし	教養試験 五肢択一式 30問90分 専門試験 五肢択一式 30問90分 人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査	なし
	看護師（第 2 回）	次の各号に該当する者 ア 昭和45年 4 月 2 日 から昭和52年 4 月 1 日までに生まれた者 で、看護師の免許を 有するもの イ 看護師免許取得後 の看護業務経験が 5 年以上ある者	1 月27日 から 2 月 17日まで	3 月 5 日 から 3 月 6 日まで	なし	同上	なし
警察官（10 月 採用・大学卒）試験	警察官	昭和49年 4 月 2 日から 昭和58年 4 月 1 日まで に生まれた者で、大学 を卒業したもの（ 9 月 30日までに卒業見込み の者を含む。） 昭和58年 4 月 2 日以降 に生まれた者で、大学 を卒業したもの（ 9 月 30日までに卒業見込み の者を含む。）	4 月 1 日 から 4 月 28日まで	5 月22日	7 月 4 日 から 7 月 7 日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官（大学卒）試験	警察官	昭和50年 4 月 2 日から 昭和59年 4 月 1 日まで に生まれた者で、大学 を卒業したもの（卒業 見込みの者を含む。） 昭和59年 4 月 2 日以降 に生まれた者で大学を 卒業した者（卒業見込 みの者を含む。）	5 月16日 から 6 月 10日まで	7 月10日	8 月29日 から 8 月 31日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 身体・体力検査	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官	警察官	昭和50年 4 月 2 日から 昭和63年 4 月 1 日まで	7 月 8 日 から 8 月	9 月18日	11月 7 日 から11月	教養試験 五肢択一式	人物試験 個別面接

（高校卒業程度）試験	に生まれた者（大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く。）	5 日まで		9 日まで	50問120分 身体・体力検査	作文試験 適性検査 身体検査
------------	-------------------------------	-------	--	-------	--------------------	----------------------

b 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H17.5.1現在
					短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計		短大卒	高校卒	その他	計			
行政	男			201	144	2		146	72.6%	16			16	12	5			5	3.4%	29.2	5
	女	8		99	72	2	3	77	77.8%	6			6	5	3			3	3.9%	25.7	3
	計			300	216	4	3	223	74.3%	22			22	17	8			8	3.6%	27.9	8
化学	男			31	27			27	87.1%	5			5	4	2			2	7.4%	13.5	2
	女	2		9	7			7	77.8%	2			2	2							
	計			40	34			34	85.0%	7			7	6	2			2	5.9%	17.0	2
獣医師	男			1	1			1	100.0%	1			1	1	1			1	100.0%	1.0	1
	女	6		2	1			1	50.0%	1			1	1	1			1	100.0%	1.0	1
	計			3	2			2	66.7%	2			2	2	2			2	100.0%	1.0	1
薬学	男			12	5			5	41.7%	5			5	5	2			2	40.0%	2.5	1
	女	5		6	5			5	83.3%	3			3	2	2			2	40.0%	2.5	2
	計			18	10			10	55.6%	8			8	7	4			4	40.0%	2.5	3
農業	男			15	8		1	9	60.0%	2			2	1	1			1	11.1%	9.0	1
	女	1		7	6			6	85.7%	2			2	2							
	計			22	14		1	15	68.2%	4			4	3	1			1	6.7%	15.0	1
警察事務	男			39	30		1	31	79.5%	4			4	3	1			1	3.2%	31.0	1
	女	3		29	20			20	69.0%	3			3	3	2			2	10.0%	10.0	2
	計			68	50		1	51	75.0%	7			7	6	3			3	5.9%	17.0	3
警察科学 (文書鑑定)	男			10	9			9	90.0%	3			3	3	1			1	11.1%	9.0	1
	女	1		11	6			6	54.5%	3			3	3							
	計			21	15			15	71.4%	6			6	6	1			1	6.7%	15.0	1
少年補導	男			21	13			13	61.9%	3			3	1							
	女	1		23	18			18	78.3%	4			4	4	1			1	5.6%	18.0	1
	計			44	31			31	70.5%	7			7	5	1			1	3.2%	31.0	1
合計	男			330	237	2	1	241	73.0%	39			39	30	13			13	5.4%	18.5	11
	女	27		186	135	2	3	140	75.3%	24			24	22	9			9	6.4%	15.6	9
	計			516	372	4	4	381	73.8%	63			63	52	22			22	5.8%	17.3	20

第1次試験：6月26日 第2次試験：7月25日～7月27日
 少年補導 第1次試験：1月22日 第2次試験：2月20日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H18.5.1現在					
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	計				短大卒	高校卒	その他	計	
																								大学卒
一般事務	男			23		3	10	10		2	3	3	8				2			2	8.7%	11.5	1	
	女	2		14		6	5																	
	計			37		9	15	10	2	3	3	8					2			2	5.9%	17.0	1	
高等学校事務 (出雲地区)	男			26			10	13			6	5	11											
	女	3		6	1	3	2	6	3	1	4	4	4	2	1	3	2	1	3	50.0%	2.0	3		
	計			32	1	13	15	29	9	6	15	15	15	2	2	3	2	1	3	10.3%	9.7	3		
警察事務	男			10			5	4			4	1	5											
	女	2		10	2	4	3	9	1	1	3	3	3	1	1	3	2	2	2	22.2%	4.5	1		
	計			20	2	9	7	18	5	2	8	8	8	2	2	5	2	2	2	11.1%	9.0	1		
合計	男			59	3	25	27	55	13	9	24	24	24	2	2	4	2	2	4	7.3%	13.8	2		
	女	7		30	9	12	5	26	4	2	7	7	7	1	1	3	2	1	3	11.5%	8.7	3		
	計			89	12	37	32	81	17	11	31	31	31	3	4	7	4	3	7	8.6%	11.6	5		

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月24日～10月26日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H18.5.1現在						
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	計				短大卒	高校卒	その他	計		
																								大学卒	短大卒
診療放射線技師	男			8	3		4	7			3	4	4												
	女	2		3	2	1	1	3	1	1	2	2	2												
	計			11	3	2	5	10	2	2	4	6	6	1	1	2	2	2	20.0%	5.0	2				
助産師	男																								
	女	4		5	2	3		5	2		4	4	4	2	2	2	2	2	80.0%	1.3	2				
	計			5	2	3		5	2		4	4	4	2	2	2	2	2	80.0%	1.3	2				
看護師	男			4	1	2	1	4	1	2	1	4	4	1	1	1	1	3	75.0%	1.3	2				
	女	66		110	29	47	24	100	29	46	97	91	91	22	29	63	63	63	63.0%	1.6	27				
	計			114	30	49	25	104	30	48	101	95	95	23	30	66	66	66	63.5%	1.6	29				
資格免許	男			1	1			1																	
	女	1		37	21	13		34	5	1	6	5	5	1	1	1	1	1	2.9%	34.0	1				
	計			38	22	13		35	5	1	6	5	5	1	1	1	1	1	2.9%	35.0	1				

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受検申込者数(A)	受検者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受検者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終採業者数 H18.5.1現在		
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他				
理学療法士	2	4	男				2	50.0%				2			1	50.0%	2.0	1	
			女	1			1	100.0%				2			1	50.0%	2.0	1	
			計	6	1		3	66.7%				4			2	50.0%	2.0	2	
看護師	5	11	男				6	81.8%	第2次試験なし										
			女	11			3	81.8%											
			計	17	2		6	82.4%	2	6	10	10							
合計	80	185	男	168	53	68	32	91.1%	50	24	111	103	25	32	18	75	49.0%	2.0	32
			女	185	58	70	39	90.3%	52	30	121	113	27	33	20	80	47.9%	2.1	36
			計																

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月24日～10月27日

理学療法士 第1次試験：1月22日 第2次試験：2月20日

看護師（第2回）試験：3月5日～3月6日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受検申込者数(A)	受検者数(B)			受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)			第2次試験受検者数	最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)	最終採業者数 H18.5.1現在	
					短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他			
看護師	11	19	男				14	100.0%	第2次試験なし									
			女	1	4		19	100.0%										
			計	19	4		14	100.0%										
看護師 (第2回)	5	5	男				2	80.0%	第2次試験なし									
			女	2			2	80.0%										
			計	5	2		2	80.0%										
合計	16	24	男	24	3	4	16	95.8%										
			女	24	3	4	16	95.8%										
			計	24	3	4	16	95.8%										

看護師試験：9月25日～9月26日

看護師（第2回）試験：3月5日～3月6日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				受験率(B)/(A)	第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数	最終合格者数(D)				最終合格率(D)/(B)	最終倍率(B)/(D)	採用者数 H18.5.1現在	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他		大学卒	短大卒	高校卒	その他				計
大卒 (10月採用)	男	17		140	111				79.3%	42				42	14				14	12.6%	7.9	14
	女	2		22	15				68.2%	7				7	2				2	13.3%	7.5	2
	計	19		162	126				77.8%	49				49	16				16	12.7%	7.9	16
大卒	男	30		322	211				65.5%	91				91	30				30	14.2%	7.0	25
	女	5		80	48				60.0%	14				14	5				5	10.4%	9.6	4
	計	35		402	259				64.4%	105				105	35				35	13.5%	7.4	29
高卒程度	男	12		172		9	93	28	75.6%		3	21	7	31		1	11		12	9.2%	10.8	12
	女	3		34		4	20	2	76.5%		1	5	1	7			3		3	11.5%	8.7	3
	計	15		206		13	113	30	75.7%		4	26	8	38		1	14		15	9.6%	10.4	15
合計	男	59		634	322	9	93	28	71.3%	133	3	21	7	164	44	1	11		56	12.4%	8.1	51
	女	10		136	63	4	20	2	65.4%	21	1	5	1	28	7	0	3		10	11.2%	8.9	9
	計	69		770	385	13	113	30	70.3%	154	4	26	8	192	51	1	14		66	12.2%	8.2	60

大卒試験 (10月採用) 第1次試験：5月22日、第2次試験：7月4日～7日

大卒試験 第1次試験：7月10日、第2次試験：8月29日～31日

高卒程度試験 第1次試験：9月18日、第2次試験：11月7日～11月9日

(イ) 昇任試験

a 試験実施概要

試験の種類	区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			試験実施 通知日	第1次試験	第2次 試験	第1次試験	第2次 試験
警部昇任 試験	一般	警部補として勤務 した期間が4年以上の者	6月9日	10月13日	11月15日	筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
警部補昇 任試験	一般	巡査部長として勤務 した期間が4年 (大卒者にあつて は2年)以上の者	6月9日	(予備試験) 9月21日 (1次試験) 10月12日	11月18日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査部長として勤務 した期間が8年 以上の者	6月9日	10月12日	11月18日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
巡査部長 昇任試験	一般	巡査として勤務し た期間が4年(大 卒者にあつては2 年)以上の者	6月9日	(予備試験) 9月21日 (1次試験) 10月11日	11月21日	(予備試験) 勤務成績等評定 五肢択一式50問 (1次試験) 筆記試験8科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験
	専門	巡査として勤務し た期間が12年(大 卒者にあつては8 年)以上の者	6月9日	10月11日	11月21日	筆記試験4科目 勤務成績等評定	口述試験 術科試験

b 試験実施結果

試験の種類	区分	申込 者数	予 備 試 験			第 1 次 試 験			第 2 次 試験合 格者数	最 終 合格 率	昇任 者数
			受験 者数	受験 率	合格 者数	受験 者数	受験 率	合格 者数			
警部昇任 試験	一般	人 125	人 -	% -	人 -	人 114	% 91.2	人 30	人 17	% 14.9	人 17
警部補昇 任試験	一般	147	124	84.4	58	77	97.5	48	32	41.6	32
	専門	24	-	-	-	22	91.7	15	8	36.4	8
	計	171	124	84.4	58	99	96.1	63	40	40.4	40
巡査部長 昇任試験	一般	214	190	88.8	74	98	100.0	51	42	42.9	42
	専門	39	-	-	-	39	100.0	16	11	28.2	11
	計	253	190	88.8	74	137	100.0	67	53	38.7	53
合 計		549	314	87.0	132	350	95.9	160	110	31.4	110

(注) 印は予備試験免除を除く。(警部補予備免除者21名。巡査部長予備免除者24名)

イ 選考

㊦ 採用選考

a 適用根拠規定状況

規 定		部 局					計
		知事部局	教 育 委 員 会	警察本部	委員会等		
職員の任用に関する規則 (昭和27年島根県人事委員会規則第12号)	第7条第2号	職員の任用に関する細則(昭和28年島根県人事委員会細則第1号)第3条第1号・2号(行政職・公安職の4級以上)	人 10 (10)	人 4 (2)	人 10 (10)	人 1 (1)	人 25 (23)
		職員の任用に関する細則第3条第3号(海事職)	-	-	-	-	-
		職員の任用に関する細則第3条第4号(研究職の2級以上)	-	1 (1)	-	-	1 (1)
		職員の任用に関する細則第3条第5号~7号(医療職)	23	-	-	-	23
	第7条第5号(他の地方公共団体又は国の在職者)	3 (3)	-	3 (3)	-	6 (6)	
	第7条第6号(かつて職員であった者)	-	-	-	-	-	
	第7条第7号・8号(競争試験を行うことが不適当な職)	-	-	-	-	-	
	附則第2項(第5条第1項にかかわらず選考によることができるもの)	-	-	-	-	-	
	地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条	-	-	-	-	-	
	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条	-	-	-	-	-	
合 計		36 (13)	5 (3)	13 (13)	1 (1)	55 (30)	

(注) ()内は割愛採用で、内数である。

b 職種別状況

職 種	部 局	知事部局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行 政 職	部 ・ 次 長 級	3	2			5
	課 長 級	2	1	1		4
	グ ル ー プ リ ー ダ ー		1		1	2
	主任・主任主事・主任 技師・主事・技師級	8				8
	計	13	4	1	1	19
公 安 職	警 視			2		2
	警 部 ・ 警 部 補 級			7		7
	巡 査 部 長			3		3
	巡 査					
	計			12		12
海 事 職						
研 究 職	学 芸 員					
	研 究 員		1			1
医療職(1)	医 師	23				23
医療職(2)						
医療職(3)						
任期付研究員						
合 計		36	5	13	1	55

c 公開選考試験実施結果 (a又はbの一部)

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数 (A)			受験者数 (B)			受験率 (B)/(A)	第1次試験合格者数 (C)			第2次試験受験者数			最終合格者数 (D)			最終合格率 (D)/(B)	最終倍率 (B)/(D)	採用者数 HI18.5.1 現在	備考
				男子	女子	計	短大卒	高校卒	その他		短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他	短大卒	高校卒	その他				
学芸員 (日本近世絵画)	男子	10	8	80.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	12.5%	8.0	1次:9/25		
	女子	16	13	81.3%	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	4.8%	21.0	~9/26		
	計	26	21	80.8%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2	2	21.0		2次:11/7		
研究員 (電気・電子)	男子	5	4	80.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	25.0%	4.0	1次:9/25		
	女子	5	4	80.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	25.0%	4.0	~9/26		
	計	10	8	80.0%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	25.0%		2次:11/7		
研究員 (応用物理)	男子	16	13	87.5%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	1	1	7.1%	14.0	1次:9/25		
	女子	3	3	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	5.9%	17.0	~9/26		
	計	19	16	89.5%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	2	2	17.0		2次:11/7		
身体障害者対象 (一般事務)	男子	6	2	83.3%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	1	1	20.0%	5.0	1次:9/25		
	女子	3	2	66.7%	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	14.3%	7.0	~9/26		
	計	9	4	77.8%	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	2	2	14.3%		11/26実施		
船舶乗組員	男子	5	1	100.0%	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	20.0%	5.0	1次:9/25		
	女子	5	1	100.0%	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	1	1	20.0%	5.0	~9/26		
	計	10	2	100.0%	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	2	2	20.0%		2/13実施		
学芸員 (日本近世絵画)	男子	7	6	85.7%	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	1	1	10.9%	9.2	2/12~		
	女子	17	17	100.0%	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	5	5	6.1%	16.4	2/13実施		
	計	24	23	95.8%	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	23	6	6	6.1%				
合計	男子	54	38	85.2%	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	5	5	10.9%	9.2	2/12~		
	女子	41	34	87.8%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	5	5	6.1%	16.4	2/13実施		
	計	95	72	86.3%	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	10	10	6.1%				

選考試験

(イ) 昇任選考

a 旧給料表

級別昇任者数 (平成17年度中途昇任)

給料表	部局	知事部局	企業局、議会 各 委 員 等	教育委員会	警察本部	計
	級					
行政職	11	1人	人	人	人	1人
	10					
	9					
	8	3				3
	7					
	6					
	5					
	4					
	3					
	2					
	計	4				4
公安職	10					
	9					
	8					
	7					
	6					
	5					
	4					
	3					
	2					
	計					
海事職	5					
	4					
	3					
	2					
	計					
研究職	5					
	4					
	3					
	2					
	計					
医療職(一)	4					
	3					
	2					
	計					
医療職(二)	7					
	6					
	5					
	4					
	3					
	2					
	計					
医療職(三)	7					
	6					
	5					
	4					
	3					
	2					
	計					
合 計		4				4

b 新給料表

級別昇任者数(平成18年4月1日昇任分)

給料表	部局 級	知事部局	企業局、議会 各委員等	教育委員会	警察本部	計
行政職	9	3人	1人	人	人	4人
	8	15				15
	7	9		1		10
	6	43	2	6	1	52
	5	20		15	4	39
	4	91	4	6	2	103
	3	127	8	22	8	165
	2	55	2	3	10	70
	計	363	17	53	25	458
公安職	9				5	5
	8				7	7
	7				6	6
	6				24	24
	5				52	52
	4				39	39
	3					
	2					
	計				133	133
海事職	5					
	4					
	3	2		1	1	4
	2	1		1		2
	計	3		2	1	6
研究職	5					
	4					
	3	7				7
	2					
	計	7				7
医療職(一)	4	6				6
	3	2				2
	2	2				2
	計	10				10
医療職(二)	7					
	6					
	5	2		3		5
	4	2				2
	3	8		2		10
	2	1				1
	計	13		5		18
医療職(三)	7					
	6					
	5	2				2
	4	19				19
	3	20				20
	2					
	計	41				41
合計		437	17	60	159	673

(2) 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

ア 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は、平成17年10月17日、県議会議長及び知事に対し、地方公務員法第 8 条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、あわせて給与の改定について勧告した。その概要は、次のとおりである。

イ 報 告

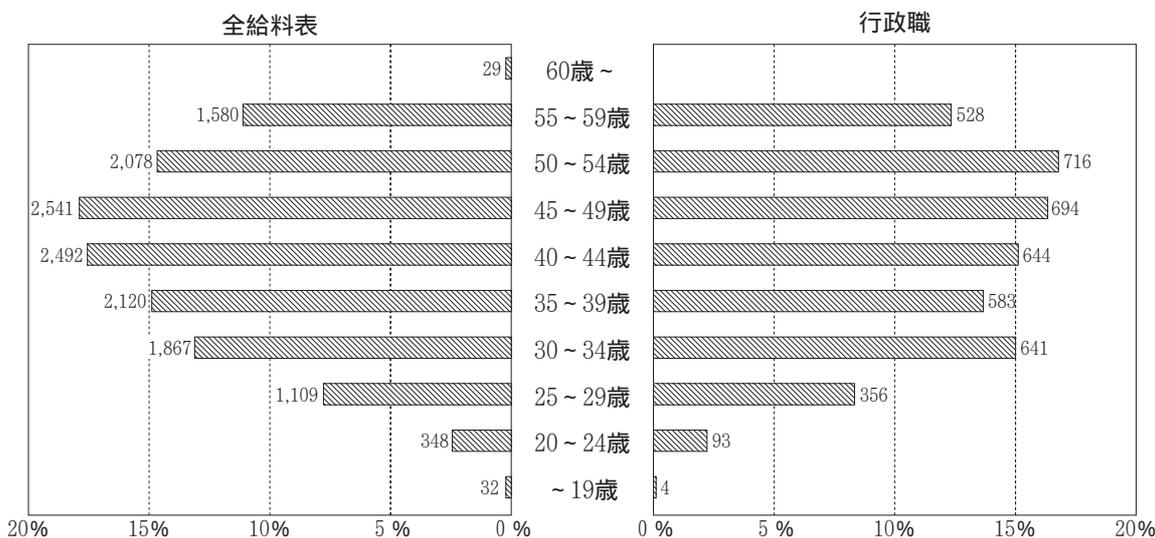
a 職員給与の概況

県職員の平成17年 4 月 1 日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数及び構成比

給料表	区 分	職 員 数		構 成 比	
		平成17年	平成16年	平成17年	平成16年
行 政 職		4,259人	4,337人	30.0%	30.2%
公 安 職		1,436	1,422	10.1	9.9
海 事 職		60	62	0.4	0.4
研 究 職		250	244	1.8	1.7
医 療 職	(1)	142	141	1.0	1.0
医 療 職	(2)	280	292	2.0	2.0
医 療 職	(3)	563	576	4.0	4.0
大 学 教 育 職		127	127	0.9	0.9
高 等 学 校 等 教 育 職		2,173	2,193	15.3	15.3
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4,906	4,984	34.6	34.7
合 計		14,196	14,378	100.0	100.0

職員の年齢階級別人数及び構成比



職員の平均給与月額状況

区 分 項 目	全 職 員		行政職の職員	
	平成17年	平成16年	平成17年	平成16年
給 料	383,658円	380,175円	360,030円	355,543円
管 理 職 手 当	6,745	6,632	8,115	7,784
扶 養 手 当	11,577	11,602	13,061	12,940
調 整 手 当	670	653	380	377
住 居 手 当	3,730	4,174	2,447	2,914
特 地 勤 務 手 当	4,910	5,107	3,650	3,794
そ の 他	3,992	3,392	2,002	1,972
合 計	415,282 (390,469)	411,735 (400,046)	389,685 (365,865)	385,324 (374,042)

- (注) 1 「合計」の()内は、減額措置後の額である。
 2 「給料」には、給料の調整額及び教職調整額を含む。
 3 「特地勤務手当」は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 4 「その他」は、初任給調整手当等である。

b 民間給与実態調査の概要

本年5月、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模100人以上で、かつ、事業所規模50人以上である県内163の民間事業所のうちから層化無作為抽出法により抽出した100事業所のうち96事業所に対し「平成17年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務に類似すると認められる職務に従事する者3,202人について、本年4月分として支払われた給与月額、特別給(ボーナス)をはじめとした諸手当及び雇用情勢等の調査を行った。

民間給与状況

民間の従業者(事務・技術関係職種)		民間給与
企業規模500人以上	企業規模500人未満	
支店長・工場長、部長、次長	支店長・工場長、部長、次長	631,395円
課 長	課 長	550,870
課 長 代 理	課 長 代 理	452,951
係 長	係 長	392,626
係 長 代 理	係 長 代 理	325,233
主 任	主 任	270,619
主 任 代 理	主 任 代 理	212,598
係 員	係 員	191,312
全 体	全 体	371,371

民間における定期昇給の実施状況

項目 役職段階	定期昇給制 度あり	定期昇給実 施	定期昇給実 施			定期昇給停 止	定期昇給制 度なし
			昨年に比べ 増額	昨年に比べ 減額	昨年と変化 なし		
一 般 職	83.1%	78.3%	32.0%	14.5%	31.8%	4.8%	16.9%
管 理 職	69.2	60.9	29.3	8.9	22.7	8.3	30.8

民間における給与改定の状況

項目 役職段階	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベア慣行なし
一 般 職	27.8%	41.0%	0.0%	31.2%
管 理 職	27.3	41.9	0.0	30.8

民間における雇用調整の実施状況

項目 区分	採用の停 止・抑制	部 門 整 理・部門 間配転	委託・派 遣社員へ 転換	転籍出向	一 時 帰 休・休業	残業の 規 制	希望退職 者の募集	正社員 の解雇
平成17年	15.6%	15.2%	17.5%	5.2%	- %	4.2%	3.0%	1.0%
平成16年	8.7	6.8	10.1	8.8	-	5.7	2.5	1.1

(注) 雇用調整の有無を項目別に調査。雇用調整の各項目は重複回答。

c 職員給与と民間給与との比較

(a) 公民給与の較差

職員給与と民間給与を比較すると、職員給与は減額措置前389,685円であり、民間給与371,371円に対して18,314円(4.70%)上回り、減額措置後365,865円では5,506円(1.50%)下回っている。

本県(行政職)の職員給与と県内の民間給与との較差

民間給与 (A)	行政職の職員給与 (B)		較 差 (A) - (B)
371,371円	減額措置前	389,685円	18,314円 (4.70%)
	減額措置後	365,865円	5,506円 (1.50%)

(b) 扶養手当

民間における家族(扶養)手当の支給状況については、職員の扶養手当の支給がやや上回っている。

民間の家族手当及び職員の扶養手当の状況

区 分	民 間	職 員
配偶者	13,976円	13,500円
配偶者と子1人	18,857円	19,500円
配偶者と子2人	22,512円	25,500円

(c) 住居手当

民間における住居手当については、52.9%(昨年51.2%)の事業所で支給されていた。

(d) 特別給

民間における、特別給については、直近1年間で調査したところ、年間計4.10月分(昨年4.13月分)が支

給されており、概ね昨年並みであった。

民間における特別給の支給状況

平成17年	特別給の支給割合		
	下半期 (平成16年8月～平成17年1月)	上半期 (平成17年2月～平成17年7月)	年間計
	2.12 月分	1.98 月分	4.10 月分
平成16年	下半期 (平成15年8月～平成16年1月)	上半期 (平成16年2月～平成16年7月)	年間計
	2.12 月分	2.02 月分	4.13 月分

(注) 1 支給割合については、小数第3位を四捨五入しているため年間計と一致しない場合がある。

2 職員の場合、年間の平均支給月数は4.40月である。

d 物価及び生計費

本年4月の消費者物価指数(総務省「小売物価統計調査」)は、全国では97.9(前年97.9)と昨年と同水準になっており、松江市で0.2ポイント下落の97.8(同98.0)となっている。

一方、本年4月の勤労者世帯における消費支出(同省「家計調査」)は、昨年に比べ全国で3.0%減の354,991円(前年366,027円)、松江市では8.7%減の355,883円(同390,088円)となっている。

また、前記の家計調査等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯、4人世帯及び5人世帯の標準生計費は、それぞれ176,970円、207,020円、237,070円及び267,100円となっている。

e 教育職員の給料表について

高等学校並びに中学校及び小学校の教育職員に適用する給料表については、これまで国に準じて改定していたところであるが、平成16年4月の国立大学の法人化に伴い、当該俸給表が廃止されたことから、教育職の職員に適用される関係法令の趣旨を踏まえ、他の都道府県及び行政職給料表との均衡が図れるよう、調査・研究を行った。

f 都道府県職員の給与について

先に総務省で公表された、平成16年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数(行政職)の平均は、99.6であった。

本県のラスパイレス指数(95.9)は、都道府県の平均を3.7ポイント下回っている。

g むすび

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等をどのように評価し、どのような措置を行っていくのが適当か、国及び他の都道府県の動向並びに任命権者及び職員団体の意見を聴取し、さらに特例条例による給与の減額措置等を踏まえて、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、次のとおりの結論に達した。

(a) 給与改定について

本県の民間事業所における雇用調整の実施状況を見ると、「採用の停止・抑制」、「委託・派遣社員への転換」等の措置が昨年に引き続き実施されており、給与面ではベースアップを行っていない事業所が依然として多いなど厳しい状況は変わっていない。

本年4月分の給与額を比較するに当たり、特例条例による減額措置の前後で比較したところ、昨年に引き続き、減額措置前では職員給与が民間給与を上回り、減額措置後では、民間給与を下回ることとなった。

このような状況並びに国及び他の都道府県の動向などを考慮した上で、国と同様に月例給の引下げ改定を行うことが適当であると判断し、次のとおり報告する。

i 給料表

現行の給料表(高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表を除く。)は、人事院勸

告に準じて全給料表の全給料月額を引き下げることがある。

高等学校等教育職給料表並びに中学校及び小学校教育職給料表は、行政職給料表との均衡を考慮して、全給料月額を引き下げることがある。

ii 扶養手当

扶養手当は、人事院勧告に準じて配偶者に係る支給月額を引き下げることがある。

iii 通勤手当（比較給与項目外）

交通用具使用者に対する通勤手当については、燃料費の高騰を考慮し改定を行う必要がある。

iv 期末手当・勤勉手当

期末手当・勤勉手当は、他の都道府県の動向も勘案し、人事院勧告に準じてその支給月数を引き上げる必要がある。

v 初任給調整手当

医療職給料表(1)適用者等に対する初任給調整手当は、人事院勧告に準じて、所要の改定を行う必要がある。

vi 特殊勤務手当

特殊勤務手当は、引き続き手当ごとの業務実態等を精査し、社会情勢の変化等により特殊性が薄れているものについて、廃止も含めて見直すとともに、実績を重視した支給内容となるよう検討を進める必要がある。

vii 教育職員の諸手当等

給料の調整額、産業教育手当及び定時制通信教育手当などは、社会情勢の変化や学校教育の現状に適切に対応したものとなるよう、他の都道府県の動向を注視しながら、引き続き検討を進める必要がある。

(b) 給与制度の見直しについて

i 見直しの必要性

昨今、全国的にみると地域間における民間賃金の格差が拡大しており、現下の厳しい地域経済の状況等を背景に、地方公務員の給与は、地域の賃金水準と比較して高すぎるのではないかとの批判が強まっている。

これまで、本県における給与制度については、職務給の原則に従い見直しや制度改正を進めてきたところであるが、経験年数を重視した昇格運用やいわゆる持ち回りの運用の面も指摘される特別昇給等の要因により、職員の給与が年功的となっていることから、これを是正するため、職務の級間の水準の重なり縮小、最高到達水準の引下げによる給与カーブのフラット化、枠外昇給制度の廃止などの措置を講ずる必要がある。

また、職員の昇給、昇格に当たっては、現在、任命権者において新たな人事評価制度の構築がなされているところであるが、昇給や勤勉手当に関し、成績判定結果を的確に反映し得る給与制度の整備が喫緊の課題である。

ii 見直すべき事項

(i) 行政職給料表の見直し

給料表の水準是正

本年の改定を行った後の給料表の水準を国に準じて平均4.8%引き下げる。

(ii) 級構成の再編

職務・職責の同質化が進み、人事管理上も別々の職務の級として存続させる必要性の少なくなった現行1級及び2級並びに現行4級及び5級をそれぞれ統合し、現行の11級制から9級制の級構成とする。

(iii) 号給構成等

現行の1号給当たりの昇給額では、きめ細かい勤務実績の反映を行うことが困難と考えられることから、現行の号給を4分割する。

職務の級間の水準の重複を減少させるため、初任の職務の級を除く現行4級以上の各職務の級について、在職実態を考慮し初号等の号給をカットする。

現時点における最高号給を超える者の在職実態を考慮し、一定の号給の増設を行い、枠外昇給制度を廃止する。

(iv) 行政職給料表以外の給料表の見直し

行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を基本とし、職務の級及び号給構成、水準是正などの見直しを行う。

(v) 地域手当の新設

国に準じ、これまでの調整手当に替え、地域手当を新設する。

支給地域、支給区分及び手当額については、国に準じて行うこととし、現行の調整手当支給地域を対象とする。

民間における医師の給与水準を考慮して、医療職給料表(1)適用者について国に準じて特例措置として15%の地域手当を支給する。

現行の調整手当と同様に、諸手当(時間外勤務手当、期末・勤勉手当等)の算定基礎とする。

(vi) 勤務成績に基づく昇給制度の導入

現在行われている特別昇給と普通昇給は、ともに勤務成績が良好以上の者を対象とすることとされているが、持ち回りの運用や一律的運用がなされる傾向にあることから、両者を統合するとともに、昇給の区分を5段階(A~E)設けることで、職員の勤務成績が昇給に適切に反映される仕組みとする。

昇給時期の変更

現行の年4回の昇給時期を年1回とする。

昇給の基準

昇給の基準は、昇給区分ごとの昇給幅及び人員分布率の運用指針として別表第1のとおり設定する。

枠外昇給制度の廃止等

年功的な昇給制度を見直し、各職務の級における職務・職責の違いを明確にするため、最高号給に達した職員も良好な勤務成績を挙げれば特別に最高号給を超えた給料月額に決定し得る現行のいわゆる枠外昇給制度を廃止する。

55歳昇給停止措置に替わる55歳昇給抑制措置の導入

公務の中高齢層の給与は民間より高いこと、民間では年齢による昇給停止が多く行われていたことなどから、公務でも55歳昇給停止措置を行ってきている。

今回の見直しによって中高齢層の水準を平均引下げ率より更に2%程度引き下げ、給与カーブのフラット化を進め、いわゆる枠外昇給制度を廃止することにより、中高齢層の給与上昇が抑制されることになる。

このような抑制措置をとることに加え、勤務実績に基づく昇給制度が導入されれば、中高齢層についても勤務実績を給与により適切に反映させるよう、年齢により一律に昇給停止させる制度は廃止することが適当と考えられる。

しかし、その場合においても、民間事業所において成果主義の導入が広がりつつあるものの依然として昇給停止措置を行う事業所も見受けられることから、55歳以上の昇給についてはその昇給幅を通常の職員の半分程度に抑制するものとする。

(vii) 勤勉手当への実績反映の拡大

勤勉手当についても、勤務実績を支給額により反映し得るよう、勤務成績による割合(成績率)の上限を現行100分の105から100分の145(特定幹部職員にあっては、現行100分の135から100分の185)に拡大する。

iii 実施時期及び導入に当たっての特例措置

(i) 実施時期

ii の改定は、平成18年 4月 1日から実施する。

(ii) 導入に当たっての特例措置

給料月額

新たな給料表の給料月額が平成18年 3月31日に受けていた給料月額に達しない職員に対しては、経過措置としてその差額を支給する。

給料の調整額

新たな給料の調整額が平成18年 3月31日に受けていた給料の調整額（同日において、「職員の給与の支給に関する規則（昭和27年島根県人事委員会規則第 1号）」附則に定める額を受けていた職員にあっては、当該附則の適用がないものとした場合の額）に達しない職員に対しては、平成19年 4月 1日から一定割合を減じる方法による経過措置を適用する。

地域手当

平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日までの間の地域手当は、人事委員会規則で定める暫定的な支給割合を乗じて得た額とする。

なお、平成18年 4月 1日から平成19年 3月31日までの間の支給割合を示すと、別表第 2のとおりである。

iv 今後の課題

適切な評価に基づく勤務実績の給与への反映は、能力・実績主義を一層推進し、個々の職員が高い士気を持って職務に精励することを確保していく上で必要不可欠である。

しかし、今回の給与制度の見直しは、職員全員に影響が及ぶものであり、この見直しを円滑かつ着実に進めるためには、職員の理解と協力を得て、実効性のある人事評価制度が早期に確立される必要がある。

なお、同一の職が複数の級に格付けされるなど、経験年数や在級年数を重視した一律的な昇任・昇格が行われていることも、職員の給与が年功的になっている要因であり、給与制度の構造的な転換が必要である。特に同一の級に複数の職位の職が混在していることは、職務・職責、勤務実績に応じた職務給の原則に必ずしも沿ったものとは言えず、早急に改正を行う必要がある。

(c) 人事管理上の課題について

i 総労働時間の短縮

総労働時間の短縮は、職員の健康管理及び公務能率の維持・向上のため重要である。各任命権者においては、時間外勤務の縮減に向けて対策を講じているところであるが、引き続き効率的な業務の管理に努めるなど時間外勤務の縮減を図る必要がある。また、年次有給休暇の取得を促進することも総労働時間の短縮のため重要である。

教育職員の終業時間以降の時間外在校時間の縮減は、適切な健康管理とゆとりある生活の実現に資するために重要であり、学校全体で勤務時間の適正化について共通理解を図った上で効果的な対策を講じ、時間外在校時間の縮減に努める必要がある。

ii メンタルヘルス対策

近年の公務の高度化、複雑化に伴って職員のメンタルヘルス対策は、ますます重要になってきている。各任命権者においては、研修会の開催や相談事業などを行っているが、今後とも有効な対策に取り組む必要がある。

iii 男女共同参画社会の推進

男女共同参画社会の実現に向けて、女性の管理職への積極的な登用や、意思形成過程への参加機会の充実が必要である。

また、各任命権者においては、セクシュアルハラスメントのない職場づくりのために今後とも継続的に

職員の啓発に努め、良好な職場環境づくりを進める必要がある。

iv 職業生活と家庭生活の両立支援

職員が充実した家庭生活を送ることは、公務能率の維持・向上のためにも重要である。

本年、本県においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、「子育てしやすい職場づくり推進計画」（特定事業主行動計画）が策定された。この計画を着実に実行していくためには、各職場での理解と協力が不可欠である。

一方、本県では高齢化が進行していることから高齢者の介護のための時間も必要であり、子育てや介護のための休暇制度等が効果的に利用されるよう職場の環境づくりを進める必要がある。

v 職場の活性化と人材育成

複雑・高度化する行政ニーズに的確に 대응していくためには、今後、さらなる職場の活性化を図るとともに、個々の職員の専門的知識や政策形成能力の向上に向けての人材育成を図る必要がある。

職場の活性化に当たっては、管理・監督者は、職員一人ひとりの能力が最大限に発揮できるよう、適切なマネジメントに努める必要がある。

また、職員間においては横のつながりや良好なコミュニケーションが不可欠であり、その上で職員同士が議論・研鑽しあいながら、目標を共通認識し、諸課題に取り組む必要がある。

人材育成に当たっては、職員一人ひとりが自己啓発に努めるとともに、日常業務の中で実施される職場研修をはじめとした研修の充実に努める必要がある。

vi 休暇・休職制度について

私傷病による休暇・休職制度については、休暇の期間や休職中の給与において、国及び他の都道府県と均衡を失っていることから、見直す必要がある。

(d) 勧告実施の要請について

人事委員会の給与勧告制度は、労働基本権を制約されている公務員の適正な処遇を確保するため、情勢適応の原則に基づき公務員の給与水準を民間の給与水準に合わせるものとして、県民の理解と支持を得て、職員給与の決定方式として定着している。

現在、個々の職員は、増大する行政ニーズにより業務が複雑・多様化する中で、強い使命感をもってこれらに立ち向かうことが求められており、職員給与は、そのような職員の努力や成果に的確に報いなければならない。

昨今、地方公務員の給与については、それぞれの地域の民間給与の状況が、よりの確に反映されるような制度に見直すことが強く求められており、本年の勧告は月例給の引下げに加えて、地域間格差を是正するという国の給与構造改革に準じて、抜本的な給与制度の見直しを行うこととした。

この仕組みは、長期的には職員に対し県民から支持される納得性の高い給与水準を保障し、前述のような職員の努力や成果に的確に報いるとともに、人材の確保や労使関係の安定などを通じて、行政運営の安定に寄与するものである。

現在行われている特例条例による給与の減額措置は、財政再建団体への転落を回避するための緊急避難的なものであるとはいえ、新たな給与制度下での職員への影響は極めて大きいものであり、諸情勢が整い次第、本来あるべき職員の給与水準が確保されるべきと考える。

県議会及び知事におかれては、この報告並びに勧告に深い理解を示され、適切な対応をいただくよう要請する。

別表第 1 行政職給料表における昇給区分ごとの昇給幅及び人員分布率

昇給区分	A	B	C	D	E
昇 給 幅	8 号給以上	6 号給	4 号給	2 号給	昇給なし
人 員 分 布 率	5 %以内	20%以内			

(注) 行政職給料表以外の給料表については、行政職給料表との均衡を考慮して設定する。

【職員の昇給区分を決定する際の基準】

- A 職員の勤務成績が極めて良好であること及びこの昇給区分に決定される職員の占める割合が上記の人事委員会が定める分布率に概ね一致していること。
- B 職員の勤務成績が特に良好であること及びこの昇給区分に決定される職員の占める割合が上記の人事委員会が定める分布率に概ね一致していること。
- C 職員の勤務成績が良好であること。
- D 職員の勤務成績がやや良好でないものとして人事委員会の定める場合
- E 職員の勤務成績が良好でないものとして人事委員会の定める場合

ただし、上記D及びEには、病気休暇、育児休業等により勤務成績判定期間の6分の1（Eの場合は2分の1）に相当する期間の勤務成績を欠く場合を含むものとする。

別表第 2 平成18年度の地域手当の級地別支給割合

級 地 (支給割合)	地 域	平成18年度の地域手当の 支給割合	平成18年 3 月31日の 調整手当の支給割合
1 級地 (18%)	東京都23区	13%	12%
2 級地 (15%)	大阪市	11	10
3 級地 (10%)	広島市	4	3
4 級地 (3 %)	北九州市	3	3

- (注) 1 2 級地の欄中の 印は、医師等に係る地域手当の特例措置における支給割合を含む。
- 2 北九州市に在勤する職員については、上記の支給割合のほか、経過措置として地域手当（1%）が平成20年 3 月31日まで支給される。

(イ) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

a 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第 1 号）の改定内容

(a) 給料表

現行の給料表を別記第 1 のとおり改定すること。

(b) 諸手当

i 初任給調整手当について

(i) 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額を306,900円とすること。

(ii) 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,000円とすること。

ii 扶養手当について

配偶者に係る手当の月額を13,000円とすること。

iii 通勤手当について

交通用具使用者に対する通勤手当の額を別記第 2 のとおりとすること。

iv 期末手当について

中央病院の院長及び大学の学長にあっては、12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

v 勤勉手当について

(i) 平成17年度の支給割合

平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.75月分（特定幹部職員にあっては、0.95月分）とすること。

再任用職員については、平成17年12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては、0.5月分）とすること。

(ii) 平成18年度以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.725月分（特定幹部職員にあっては、それぞれ0.925月分）とすること。

再任用職員については、12月に支給される勤勉手当の支給割合を0.4月分（特定幹部職員にあっては、0.5月分）とすること。

b 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改定内容

(a) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(b) 期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

c 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改定内容

(a) 給料表

現行の給料表を別記第4のとおり改定すること。

(b) 特定任期付職員の期末手当について

12月に支給される期末手当の支給割合を1.75月分とすること。

d 給与制度の見直しのための関係条例の改定内容

(a) 給料表

アのイによる改定後の給料表を別記第5のとおり改定すること。

新給料表への切替えは、別記第6の切替要領によること。

(b) 昇給制度について

昇給制度について、次のように改めること。

i 職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に昇給のための勤務成績判定期間におけるその者の勤務成績等に応じて、人事委員会規則の定めるところにより行うものとする。

ii の場合における昇給の号給数は、に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を4号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。ただし、55歳（医療職給料表(1)の適用を受ける職員にあっては、57歳）を超える職員を昇給させる場合の号給数は、に定める期間の全部を良好な成績で勤務した職員の号給数を2号給とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

iii 職員は、その属する職務の級における最高の号給を超えて昇給しないものとする。

(c) 地域手当について

職員の給与に関する条例第9条の2の規定による調整手当を、次のとおり、地域手当に改めること。

i 地域手当は、地域における民間の賃金水準を基礎とし、物価等を考慮して人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に支給すること。

ii 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に、次の表に掲げる地域手当の級地

の区分に応じ、同表に定める支給割合を乗じて得た額とすること。

級 地	支給割合
1 級地	100分の18
2 級地	100分の15
3 級地	100分の10
4 級地	100分の 3

iii 地域手当の級地は、人事委員会規則で定めること。

iv 職員の給与に関する条例第 9 条の 3 の規定による調整手当を地域手当に改め、1 級地及び 2 級地に係る地域並びに公署以外の地域又は公署に在勤する医療職給料表(1)の適用を受ける職員には、当分の間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給すること。

(d) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正

b の(a)による改定後の給料表を別記第 7 のとおり改定すること。

(e) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正

c の(a)による改定後の給料表を別記第 8 のとおり改定すること。

e 改定の実施時期

これらの改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から実施すること。

ただし、a の(b)の v の(ii)、d 並びに g の(a)及び(b)については、平成18年 4月 1日から実施すること。

f 平成17年12月に支給する期末手当に関する特例

平成17年12月に支給する期末手当に関する特例については、人事院勧告に準じて、その較差率（ 0.36%）に基づき所要の措置を講ずること。

g 経過措置

(a) 差額の支給

i d による改定後の給料表の適用の日（以下「切替日」という。）における給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しない職員に対しては、その者の受ける給料月額が同日に受けていた給料月額（給料表の適用を異にして異動した場合その他の人事委員会の定める事由に該当する場合にあっては、人事委員会の定める額。以下「切替前給料月額」という。）に達するまでの間、切替前給料月額とその者の受ける給料月額との差額に相当する額を支給すること。切替日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員のうち、任用の事情を考慮して上記の差額に相当する額の支給を受ける職員との権衡上必要があると認められる職員についても、これに準じて差額に相当する額を支給すること。

ii i の差額に相当する額は、職員の給与に関する条例の適用に当たって、同条例に規定する給料に含まれるものとする。

(b) 地域手当の支給割合の特例措置

平成18年 4月 1日から平成22年 3月31日までの間における地域手当の支給割合については、d の(c)の ii 中「支給割合を」とあるのは「支給割合を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合を」とし、d の(c)の iv 中「100分の15」とあるのは「100分の15を超えない範囲内で人事委員会規則で定める割合」とすること。

(c) その他所要の経過措置

(a)及び(b)に掲げるもののほか、この改定に伴い、所要の経過措置を講ずること。（別記第 1 から別記第 8 まで省略）

(3) 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成17年度中において措置の要求はなかった。

また、係属中の事案もなかった。

(4) 不利益処分に関する不服申立ての状況

事案名	処分者	処分内容	請求人	不服申立年月日	請求内容	審査状況等
平成17年(不) 第1号事案	県教委	指導力不足教員の認定と研修命令	県立学校 教員	平成17年3月22日	処分の取消	平成17年9月21日 棄却
平成17年(不) 第2号事案	県知事	分限免職	県職員	平成17年5月27日	処分の取消	係属中(1件)